

部会ニュース「7-60」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

※Web サイト「さくら草ネット」においても、公開しています。

▼目次

1. 26 年 6 月施行の介護報酬改定、改定率 2.03% 大臣折衝で合意
 2. 利用負担 2 割の対象拡大は結論を先送り 社保審・介護保険部会
 3. 介護分野における省力化補助金の活用を周知 厚生労働省
 4. 令和 7 年度の介護事業者倒産、過去最多の 176 件 東京商工リサーチ
-

1. 26 年 6 月施行の介護報酬改定、改定率 2.03% 大臣折衝で合意

- ・厚生労働省は 12 月 26 日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、2026 年度介護報酬改定の改定率がプラス 2.03% となったことを報告した。24 日の予算大臣折衝で決まった。内訳は、(1) 介護分野の職員の処遇改善／1.95%、(2) 食費の基準費用額の引き上げ／0.09%。
- ・(1) では、▽介護従事者を対象に幅広く月 1.0 万円 (3.3%) の賃上げを実現する措置▽生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月 0.7 万円 (2.4%) の上乗せ措置－を行う。これらの措置を通じて介護職員については最大で月 1.9 万円 (6.3%) の賃上げ (定期昇給 0.2 万円込み) を目指す。
- ・この実現のため 26 年度介護報酬改定で現行の「介護職員処遇改善等加算」について、▽対象職種を介護職員のみから介護従事者に拡大する▽生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を「加算 I、II」に設ける▽現行加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに加算を設ける－見直しを行う。施行は 26 年 6 月。
- ・(2) では食費の基準費用額を 1 日当たり 100 円引き上げる。その際、低所得者については所得区分に応じて利用者負担を据え置き、または日額 30－60 円の引き上げに軽減する配慮措置を講じる。26 年 8 月から施行する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 252 回社会保障審議会介護給付費分科会 (web 会議) 資料

令和 7 年 12 月 26 日 (金)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67983.html

2. 利用負担 2割の対象拡大は結論を先送り　社保審・介護保険部会

- ・社会保障審議会・介護保険部会は 12 月 25 日、介護保険制度の見直しに関する意見をまとめた。焦点の利用者負担が 2 割となる「一定以上所得」の判断基準見直しについては、結論を先送りし、「第 10 期介護保険事業計画」が開始される 2027 年度の前までに結論を得ることが適當とした。高額療養費制度の自己負担限度額見直しなど医療保険制度における給付と負担の見直しで、高齢者の負担が増える影響を見極める必要があると判断した。
- ・今後のサービス提供体制のあり方では、40 年頃に向けたサービス需要動向の違いに着目し、地域を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」の 3 類型に区分することを提言。このうちサービス需要が減少する中山間・人口減少地域については、▽特例介護サービスに新類型を設け、管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行う▽市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）として介護保険財源を活用した事業者のサービス提供を可能とする仕組みを設ける－などの対応を講じることを求めた。
- ・サービス需要の増加が見込まれる大都市部と一般市等の対応では、「夜間対応型訪問介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の統合に向けた検討を促した。
- ・ケアマネジャーの新規入職を促進する観点から、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師にまで拡大することや、実務経験年数を現行の 5 年から 3 年に見直すことを提言。法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間更新の仕組みの廃止も提言した。この結果、研修受講をしないことで直ちに資格を失い、業務に従事できなくなる事態は回避されるが、ケアマネジメントの質確保の重要性は変わらないことから、定期的な研修の受講は引き続き求める。
- ・給付と負担の見直しでは、住宅型有料老人ホームの入居者に対する相談支援について、ケアプラン作成を含め利用者負担の対象にしている特定施設入居者生活介護等の均衡が図られるよう、利用者負担を導入することを提言した。このほか、▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方▽被保険者・受給者の範囲見直し▽金融所得、資産の保険料や利用者負担への反映－などは継続検討課題とした。
- ・とりまとめを受け、厚生労働省は法改正に向けた準備を進める。介護報酬が絡む改革項目については介護給付費分科会に検討の場を移し、具体的な制度設計を議論することになる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第 133 回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和 7 年 12 月 25 日（木）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67901.html

3. 介護分野における省力化補助金の活用を周知 厚生労働省

▷汎用機器導入により業務効率化と生産性向上を促進

- ・厚生労働省は、令和 8 年 1 月 9 日付事務連絡「介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について」を発出した。介護サービス需要の増加が見込まれる中で、生産年齢人口の減少や人材確保の課題があることを背景に、介護分野では介護テクノロジーの導入や業務の見直し、いわゆるタスクシフト・シェアの推進を通じた業務効率化が重要とされている。
- ・今回の事務連絡は、こうした取組を後押しするため、「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」の補助対象業種に新たに介護業が追加されたことを踏まえ、制度の活用を周知するものである。
- ・本補助金は、中小企業庁が実施するもので、中小企業等による省力化投資を促進し、付加価値額や生産性の向上、賃上げにつなげることを目的とした制度で、補助率は 2 分の 1 以下、補助上限額は 200 万円から 1,500 万円までとされている。補助対象機器は、製品カタログに登録された汎用機器の中から、事業課題に応じて選択する仕組みとなっている。
- ・介護業において補助対象となる汎用機器としては、1 月 9 日より清掃ロボットや配膳ロボットの申請受付が開始された。また、3 月中に飲料ディスペンサー・とろみ給茶機、再加熱キャビネット・カートの申請受付が開始される予定とされている。
- ・補助対象となる法人は、介護業を営む中小企業者、特定非営利活動法人（NPO 法人）、社会福祉法人、医療法人などで、一定の従業員数や資本金要件が設けられている。補助金の申請は法人単位で行うこととされ、電子申請により手続きを行う必要がある。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1458 「介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に

向けた省力化補助金の活用について」

令和 8 年 1 月 9 日 厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001630378.pdf>

4. 令和 7 年度の介護事業者倒産、過去最多の 176 件 東京商工リサーチ

▷訪問介護が突出も認知症老人グループホームも急増

- ・株式会社東京商工リサーチは 1 月 9 日、令和 7 年の「介護事業者倒産」件数を以下の通り公表した。
- ・令和 7 年の介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産は 176 件（前年比 2.3% 増）で、2 年連続で最多を更新。コロナ禍前の令和元年と比べ、約 6 割増。求人難 15 件を中心に「人手不足」倒産が 29 件（前年比 45.0% 増）と最多を更新した。
- ・突出しているのは 3 年連続で最多を更新した「訪問介護」の 91 件（同比 12.3% 増）。一方、令和 6 年に過去 2 番目の件数だったデイサービスなど「通所短期入所」は 45 件（同比 19.6% 減）、同年に最多だった有料老人ホームも 16 件（同比 11.1% 減）と減少に転じた。
- ・訪問介護の倒産が突出した背景は、マイナス改定の影響が大きい。ヘルパー不足に加え、ガソリン代など運営コストの上昇も資金繰りを圧迫している。
また、デイサービスや有料老人ホームは減少したものの高止まり状態。介護業界の倒産は令和 8 年も続く可能性が高い。
- ・さらに、介護保険法が施行された 2000 年以降の介護事業者の倒産を集計すると、主な 3 業種のうち、最多は「訪問介護」の 91 件（前年 81 件）で、3 年連続で最多を更新。次いでデイサービスなどの「通所・短期入所」45 件（同 56 件）。令和 4 年に最多を記録し、令和 7 年も過去 3 番目の高水準となった。
- ・「有料老人ホーム」は 16 件（同 18 件）で令和 6 年の最多から減少しているが、過去 2 番目の件数で高水準に変わりはない。認知症老人グループホーム（GH）や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など「その他」のうち、認知症老人 GH が 9 件（同 2 件）と急増。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）との競争や物価高、職員不足で、定員まで受け入れられないケースもある。
- ・介護事業者の倒産原因は、売上不振（販売不振）が 140 件（構成比 79.5%）で、約 8 割を占めた。
利用者の獲得競争や人手不足から利用率の落ち込みが大きい。形態別では、破産が 160 件（同 90.9%）、特別清算が 14 件（同 7.9%）と、98.8% が再建が見通せない消滅型だった。
- ・倒産事業者の規模は、資本金 500 万円未満（個人企業他含む）が 128 件（同 72.7%）、負債 1 億円未満が 141 件（同 80.1%）、従業員 10 人未満が 142 件（同 80.6%）と、事業規

模の小さい小・零細事業者がほとんどを占めている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

2025 年「介護事業者」倒産 過去最多の 176 件 「訪問介護」の倒産が突出、
認知症 GH も増加（令和 8 年 1 月 9 日）

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1202283_1527.html